

上之保駐在所だより

関警察署 上之保駐在所

くまざひ こうへい

熊澤 康平

シートベルト・チャイルドシート着用強調月間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月30日(金)までの間

シートベルトとチャイルドシートは命を守る命綱！

昨年の岐阜県内の自動車乗車中の交通事故死者数は34人（全死者の45.3%）でした。このうち、シートベルトを装着していなかった方は8人で、2人はシートベルトを着用していれば命を落とさなかった可能性があります。

後部座席同乗者の方が交通事故により車外放出されるなどの事例も後を絶たないことから、車に乗ったら全席シートベルト着用にご心がけましょう。また、正しいチャイルドシートの使用にも注意しましょう。

後部座席シートベルト非着用の危険性

- ★ 車内で全身を殴打する危険性
- ★ 車外に放り出される危険性
- ★ 前席の人が被害を受ける可能性（後部座席の人が前に放り出される）

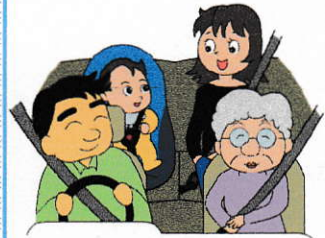
チャイルドシートの正しい使用

- ★ 子供の体格に合ったチャイルドシートの選定（乳児用・幼児用・児童用等）
- ★ 取扱説明書に従った正しい取り付け
- ★ 「めんどろだから」「すぐ近くだから」は厳禁

妊婦さんも安全のため3点式ベルトの着用を検討

妊娠中の方はシートベルトの着用義務が適用されません。しかし、最近の調査・研究では、正しいシートベルトの着用は、母体や胎児を守る効果が高いことが実証されており、着用も推奨されています。

※ シートベルトを着用することが健康保持上適当でない場合は、着用しなくても良いこととされていますので、医師に確認するようにしましょう。



携帯電話買取詐欺に注意！



◇携帯電話買取詐欺の手口◇

携帯電話を現金で買い取る等と勧誘し、スマートフォンなどの契約をさせて指定の買い取り業者へ送らせ、買取料を支払わずに連絡を絶ち、だまし取ります。（アルバイトと称して携帯電話を契約する人を募集したり、融資の条件として携帯電話を契約したりする事例もあります。）

だまされたのに加害者？

携帯電話会社の承諾を得ずに自分名義の携帯電話を他人に譲り渡すことは、携帯電話不正防止法で禁止されています。

だまされた人も、携帯電話会社にとっては詐欺の加害者になるおそれがあるのです。また、だまし取られた携帯電話は、他の犯罪に利用される可能性があります。

転売等、見返りを得る目的で携帯電話を契約して他人に譲ってはいけません。



譲り渡した携帯電話は、オレオレ詐欺などに使われています！！

※事件事故以外の相談は「#9110」へ！